

館山市元気な広場
指定管理者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

平成30年10月
館山市

【 目次 】

1	趣旨	1
2	公募施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務内容	2
4	指定管理期間	2
5	指定管理料	2
6	応募資格	3
7	公募手続き	4
8	提出書類	5
8-1	提出に係る留意事項	6
9	指定管理者の選定及び指定	7
10	協定の締結	8
11	損害賠償責任	9
12	責任分担	10
13	関係法規の遵守	10
14	再委託の取扱い	11
15	提出・問合せ先	11

1 趣旨

館山市元気な広場は家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互交流を行う施設として、平成21年度から「館山市元気な広場の設置及び管理に関する条例」の規定に基づき指定管理者による運営を行い、適正かつスムーズな施設運営が図られてきた。

現指定管理者の指定管理期間が平成31年3月末を持って満了するため、改めて今回、民間事業者の裁量を可能な限り拡大しつつ、民間事業者の子育て支援に関する専門的知識のノウハウを活用し、管理施設の魅力、サービス内容の向上に資する業者選定方式として、公募型プロポーザル方式により、指定管理者を選定しようとするもの。

2 公募施設の概要

(1) 館山市元気な広場 (以下「本施設」という。)

- ① 所在地 館山市北条740番地の1
- ② 施設概要
 - ・開設 平成21年4月
 - ・規模 延床面積 612.47 m²
 - ・施設 子育てサロン、相談カウンター、多目的室、静養室、調乳・授乳室、事務室、トイレ、物置、庭（南側柵内）、太陽光発電施設
- ③ 開館日及び開館時間
 - ・日曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 午前9時から午後5時まで
- ④ 施設利用者数 (0～小学校就学前の者及びその保護者、妊婦)

(単位：人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数	35,790	32,795	33,036	27,281	25,814

3 指定管理者が行う業務内容

本業務は、館山市元気な広場指定管理者管理運営業務仕様書等に基づいて、本施設の管理運営を行うことを目的とし、公の施設に関する業務を市に代わって行う。

(1) 業務の範囲

- ① 親子の遊びと交流の場の提供に関する事
- ② 子育てに関する相談、講座等の開催、情報の収集及び提供に関する事
- ③ 子育て支援に係る関係機関との連携に関する事
- ④ 子育ての相互援助活動の促進及び支援に関する事
- ⑤ その他元気な広場の設置目的を達成するために必要な事業に関する事
- ⑥ 施設の維持管理に関する事

※ 詳細については、別冊「業務仕様書」のとおり。

4 指定管理期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日の5年間
(2019.4.1～2024.3.31)

5 指定管理料

指定期間中5年間の指定管理料総額の上限額は97,500千円

※ 上限額には消費税及び地方消費税を含む

平成31年10月(2019.10)以降は10%へ引き上げられるものとして設定

6 応募資格

本施設の指定管理者の申請を行う者は、次の（１）～（３）の資格・条件等を有することが必要。

（１） 次の①～④を満たす法人又はその他の団体

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない団体
 - イ 対象工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（平成 27～29 年）
- ④ 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない団体
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体

（２） 次の①～⑥のいずれかに該当する法人又はその他の団体

- ① 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 2 条に規定する社会福祉法人
- ② 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人
- ③ 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) 第 2 条の規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ⑤ 会社法(平成 17 年法律第 89 号)第 2 条第 1 号に規定する会社
- ⑥ 消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)の規定に基づき設立された消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会

- （３） 地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の運営、施設の維持管理等が行える法人又はその他の団体

7 公募手続き

(1) 実施スケジュール

	内 容	期 間
1	公募の公表	平成 30 年 10 月 5 日
2	応募書類の受付期間	10 月 9 日から 10 月 29 日午後 5 時まで
3	質疑受付期間	10 月 9 日から 10 月 15 日 午後 5 時まで
4	質問回答	随時回答（最終日：10 月 17 日）
5	提案審査（面談審査）	11 月 7 日 指定管理者選定委員会 （公募型プロポーザル審査委員会）
6	選定結果通知	11 月 9 日
7	指定議案の議決	12 月下旬（平成 30 年 12 月定例議会）
11	協定の締結・業務開始の準備	平成 31 年 1 月予定
12	管理運営開始	平成 31 年 4 月から

※ 提案審査の日程・場所は、「8 提出書類（2）①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に、別途通知します。

※ 日程は市の都合により変更することがあります。

※ 現地説明会は必要時開催します。10 月 11 日までに申出ください。

(2) 質問受付・回答

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとします。

① 受付期間

平成 30 年 10 月 9 日(火)から 10 月 15 日(月) 午後 5 時まで

② 受付方法

質問書（様式第 4 号）を E メールでこども課へ提出してください。

※「15 提出・問合せ先」参照

③ 回答方法

質問内容及び回答については、館山市ホームページで随時公開するとともに、質問者には電子メールで回答を送付します。

(3) 申請・応募書類受付

① 受付期間

平成 30 年 10 月 9 日(火)から 10 月 29 日(月) 午後 5 時（必着）

② 提出部数・提出方法

※「8 提出書類、8-1 提出に係る留意事項」参照

8 提出書類

(1) 指定管理者指定申請書 (第1号様式(第3条第1項))

(2) 団体に関する書類

- ① 団体概要書 (様式第2号)
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 貸借対照表、損益計算書、科目別内訳書 (直近のもの)
- ④ 労働者災害補償保険法に加入していることを証明する書類の写し

(3) 館山市入札参加適格者名簿に未登載の団体

- ① 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ② 印鑑証明書
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3)
- ④ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書
(納税証明書その2)
- ⑤ 市税完納証明 (館山市分)
- ⑥ 財務諸表

(4) 事業計画書 (様式第3号)

(5) 指定管理料 提案見積書 (任意様式)

※収支計画書 (様式第6号) は指定管理期間5年間の年度毎がわかるように作成してください。

※なお、見積書において同内容が確認できる場合省略化とします。

なお、指定管理業務の実績により生じた赤字(損失)については、市は補填しません。ただし、次の経費は市が負担します。

- ① 現状の機能を回復するための1件10万円以上の修繕費用
(グレードアップは含まない)
- ② 建物の躯体・防水・外装・基幹的な設備等の改修整備費用
- ③ 地震、その他災害発生時の復旧費用

8-1 提出に係る留意事項

(1) 提出書類作成要領

- ① 提出書類の用紙サイズはA4版縦とすること。
任意様式等によりA3版を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。
- ② 文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。
なお、文章を補完するためにイラスト・イメージ図等の挿入を認める。
- ③ カラー印刷での提出を認める。
- ④ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間（20分以内）を考慮し、適正なものとする。

(2) 提出書類の部数

「8提出書類 (2)①, (4), (5)」

A 事業者名入り：1部

B 事業者名の記載された部分がないもの：8部（選定委員会 委員配布用）

※Bは順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じること。

「8提出書類 上記以外」：1部

(3) 提出方法

こども課まで持参してください。

※「15提出・問合せ先」参照

(4) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効とします。
 - ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 申請団体による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しません。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合は、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとします。
ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては、非公開とします。

- ⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則申請団体が負うものとし
ます。
- ⑧ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、申請団体の提出する書類
の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。
ただし、市は本事業者選定実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書
類の全部又は一部を使用できるものとします。
また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様に盛
り込む等の利用が行われ、必要により公表されることがあります。

9 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

館山市指定管理者選定委員会（プロポーザル審査委員会）において、提出書類・
提案についてのプレゼンテーション（20分以内）、質疑応答（10分程度）を
行い、候補者の選定を行います。

- ※出席者は合計4人以内とし、指定管理者となった場合の担当責任者が出席すること
- ※必要な機器等は申請団体が用意すること（プロジェクター・スクリーンは市が用意）

(2) 日程・場所

平成30年11月7日(水) 館山市役所本館 を予定

(3) 選定基準

次に掲げる項目について審査を行います。

なお、審査内容は別紙「選定基準等」を参照してください。

- ① 申請団体の基本姿勢・管理体制・運営実績・財務状況
- ② 地域子育て支援拠点事業に関する考え方と運営方法
 - ・子育て親子の交流の場の提供と交流促進について
 - ・子育て等に関する相談、援助の実施について
 - ・地域の子育て関連情報の提供について
 - ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について
 - ・地域支援の取組について
- ③ 出張ひろばに関する考え方と運営方法について
- ④ ファミリー・サポート・センター事業に関する考え方と運営方法
- ⑤ 施設の管理基準及び管理体制に関する考え方と運営方法
 - ・安全確保、衛生管理、利用者への配慮（個人情報保護等）について
- ⑥ 収支計画の妥当性、指定管理料
- ⑦ 設備の効率的な管理について

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、「8 提出書類 (2) ①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に通知します。(平成30年11月9日を予定)

また、選定結果を館山市ホームページにて公表します。

(5) 指定手続

平成30年12月議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者として指定することになります。

指定にあたり、指定団体へ文書(指定書[指令書])を発送し、その旨を館山市公告式条例の定めるところにより告示します。

10 協定の締結

議決を得て指定された団体と、館山市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき、次の事項について、協定を締結します。

(1) 基本協定

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 事業計画、報告に関する事項
- ③ 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ④ 保有個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ その他市長が必要と認める事項

(2) その他

- ① 指定管理者の候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取消し、協定を締結しないことができる。
 - ア 経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ② 本要領及び業務仕様書に定めのない事項であっても、指定管理者選定後協議して定めることができることとする。

11 損害賠償責任

- (1) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償する。
 - ① 施設の管理運営に関し、指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたとき
 - ② 市が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき
 - ③ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき
- (2) 市は、施設の設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入する。
 - ① 市が加入している損害賠償保険
「全国市長会市民総合賠償補償保険（5型②F型）」
 - ② 指定管理者は、市が加入している上記保険の被保険者となる
- (3) ファミリー・サポート・センター総合保障制度の保険については、指定管理者が加入する。
- (4) 指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害を請求することができないこととする。

12 責任分担

管理業務に関する責任分担については、次のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

No.	項 目	指定管理者	館山市
1	施設の運営（設備、備品等を含む）の維持管理	○	
2	安全衛生管理	○	
3	個人情報の保護・管理	○	
4	施設等の修繕	○ (1件10万円未満の修繕)	左記以外
4	事故・災害等による施設の原状回復	○ (責めに帰すべき事由があるとき)	○ (左記以外)
5	施設利用者の被災に対する責任	○ (指定管理者の責めに帰すべき事由があるとき)	○ (市の責めに帰すべき事由があるとき)
6	市有施設の火災保険の加入		○
7	利用者に係る保険の加入	○	
8	自主事業の実施等	○	
9	包括的な管理責任		○

※ 指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに館山市に報告する義務を負う。

13 関係法規の遵守

業務を遂行する上で遵守すべき法規は、別冊「業務仕様書」のとおりです。

14 再委託の取り扱い

(1) 全部委託の禁止

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(2) 部分委託の取り扱い

施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、市の承諾を得て、第三者に委託することができます。

(3) 多様な担い手の育成

指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保してください。

15 提出・問合せ先

館山市教育部 こども課 (市役所本館 1 階)

担当：高田・渡邊

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電 話 0470-22-3496 (直通)

M a i l kodomo@city.tateyama.chiba.jp

持参受付 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)